

レンタカー・カーシェアリングにおけるZEV導入促進事業実施要綱

(制定) 令和元年6月17日付31環地次第161号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が事業者と共同して行う「レンタカー・カーシェアリングにおけるZEV導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(本事業の実施期間)

第2条 本事業の実施期間は、この要綱の決定の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本事業に係る令和2年度予算案が東京都議会で可決されなかったときは、この限りでない。

(事業の目的)

第3条 本事業は、近年拡大しているレンタカー事業やカーシェアリング事業において、都民が手頃な料金でZEVを利用できるよう、都と事業者が共同事業を実施し、ZEVの利用機会の創出を契機としたZEVの普及促進を目的とする。

(定義)

第4条 本事業における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 電気自動車

搭載された電池（燃料電池を除く。）によって、駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）

(2) 燃料電池自動車

搭載された燃料電池によって、駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車

(3) ZEV

電気自動車及び燃料電池車

(4) レンタカー事業

道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて行う自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業

(5) カーシェアリング事業

道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第2項の規定による許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業

(本事業の内容)

第5条 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都は、別に定める公募要領に基づき、本事業を都と共同で実施する事業者を公募し、公募要領に定める応募要件への適合状況及び事業者から提出された提案書の内容等について、別に定める審査委員会において審査を行った上で、本事業を実施する事業者として複数者を決定する。
- (2) 前号の規定により本事業を実施する事業者として決定を受けた事業者（以下「事業実施者」という。）は、都と協議の上、本事業に関する協定及び本事業の費用に関する覚書を締結する。
- (3) 都は、事業実施者に対し、公募要領に定める次の経費の一部について、協定及び覚書で定める額の範囲内かつ都予算の額を上限として負担する。
 - ア ZEVに係るレンタカー事業又はカーシェアリング事業の運営費
 - イ ラッピング等の作成・貼付費
- (4) 前号に規定する経費の支払方法は、第2号に規定する覚書により別に定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。